平成２３年（フ）第４４８号
北九州市小倉北区黄金２丁目４番８―202号
債務者　丸田　美加
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６２号
福岡県田川市大字川宮1591番地８
債務者　中島　浩孝
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第２５０号
宮崎市佐土原町西上那珂6885番地
債務者　黒木　清子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２６号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋907番地１
債務者　日髙　邦子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２４０号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目28番９号
債務者　住吉　秀典
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２４１号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目28番９号
債務者　住吉美枝子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２４７号
鹿児島県鹿児島市南林寺町19番３―906号
債務者　福島　　智
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２５８号
鹿児島県鹿児島市平川町3987番地
債務者　四元　修平
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２０号
沖縄県名護市字真喜屋799番地１
債務者　井黒　　収
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第２３４号
盛岡市志家町12番１―508号、住民票上の住所山形県天童市本町１丁目４番24号　２Ｆ
債務者　菅原　信次
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２５６号
盛岡市厨川５丁目２番28号
債務者　岩舘喜代美
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第８０号
福島県郡山市深沢１丁目７番22号　メゾンアトレ202号
債務者　坂田　　徹
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
福島県郡山市七ツ池町12番１号、住民票上の住所福島県郡山市富久山町北小泉字屋敷内52番地
債務者　水野　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
福島県郡山市昭和２丁目１番22号　ミカドオクション307号
債務者　冨塚　絵美
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１００号
福島県須賀川市台25番地２
債務者　山﨑　洋司
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
長野県上田市中野201番地30
債務者　室賀　蔵人
1　決定年月日時　平成23年６月21日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１３０号
兵庫県明石市東朝霧丘30番10号　ハイツ東朝霧2105号
債務者　平野　勝也
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係